

- 
- 法人名 :
  - 部 署 :
  - 役 職 : 公認会計士
  - 名 前 : 細野祐二
- 

■コメント:

本公開草案においても参照しているように、現行金融商品会計基準では、時価を公正な評価額とし、それは第一義的に市場価格であると定義しているが、本公開草案を出す原因となった「最近の金融市場における混乱」を背景とした内外の会計基準への疑問は、この定義そのものに内在する会計思想にあると考える。

すなわち、時価を公正な評価額としている以上、時価以外の評価額は「公正ではない評価額」とみなしていることになり、ここで時価以外の評価額には取得原価も含まれる。もとより公正とは英語の F a i r の翻訳であり、F a i r の反対語は U n f a i r となるのであるから、ここでの「公正ではない評価額」は不正な評価額という理屈になり、したがって、この定義の下では、取得原価でさえも暗に不正な評価額であるかのごときである。もとより会計は思想や宗教とは独立して成立する理論体系なのであり、会計上の評価の中の特定のものを公正価値として偶像視するような現在の時価の定義の仕方自体が問題の根源にある。会計原論上、現行金融商品会計基準における時価の定義は、近代会計 700 年の歴史上の異端と考えるべきである。「時価とは正常な市場価格である」とする定義で必要にして十分と考える。

昨今の破滅的な国際金融危機を引き起こした原因は、米国のサブプライムローン証券化した金融工学にあることは明らかであるが、金融商品実務指針第 54 項に明らかのように、現行金融商品会計基準は金融工学により算定されたプライシング・モデルを公正な評価額としている。一方、本公開草案の Q1A(1)において、「金融資産を取引する当事者は、その金融資産の内容、構造、仕組みについて、特に当該金融資産がもつ固有のリスク及びリターンの特性を理解していなければならない」としているのであるから、デリバティブを中心とする金融資産の取引参加者は、金融工学のプライシング・モデルの理論的背景となっている中心極限定理、標準偏差、伊藤の定理、確率微分方程式を理解しない限り、「当該金融資産がもつ固有のリスク及びリターンの特性を理解」することはできない。ところで会計人の中でこれらの数学理論を理解しているものなどほぼ皆無なのであるから、現在の会計が金融工学によるプライシング・モデルを公正な評価額とすることは、もともと無理だったと考えるべきである。時価を公正価値として、さらには、その公正価値なるものに普通の経済人が理解できない金融工学のプライシング・モデルを含めたところに、問題

の根源があると考ええる。